

平成30年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

平成30年4月26日瑞穂町教育委員会第4回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 中野 裕司 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第12号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

日程第4 議案第13号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について

日程第5 報告事項1 平成29年度瑞穂町教育委員会後援名義について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年瑞穂町教育委員会第4回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第12号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、教育部長より説明を求めます。

福井教育部長 「社会教育委員の委嘱について」提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町社会教育委員に欠員が生じたため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記のことを委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、風間 美奈、住所及び生年月日については、記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成30

年5月1日から平成31年3月3日までです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 良く存じ上げている方で、活躍していただける方だと思います。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

鳥海教育長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第4、議案第13号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、教育部長より説明を求めます。

福井教育部長 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町図書館協議会委員の学校教育関係者に欠員が生じたため、瑞穂町図書館協議会条例第2条により、下記の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものであります。氏名、石坂 隆文、篠原 政一。住所・生年月日は記載のとおりです。なお、任期は平成30年5月1日から平成31年6月30日までです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

鳥海教育長 ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第5、報告事項1、平成29年度瑞穂町教育委員会後援名義について、を議題とします。
教育部長より説明を求めます。

福井教育部長 「平成29年度瑞穂町教育委員会後援名義について」 ご報告申し上げます。平成29年度における瑞穂町教育委員会後援名義については、指導課3件、社会教育課13件、合計16件を許可しましたので、報告するものです。なお、事業名、主催団体、実施時期等につきましては、記載のとおりです。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

関谷職代 後援名義の基準みたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

教育課長 後援名義の基準ですが、瑞穂町教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の第2条に基準が第1号から第9号まで明記されています。主なものとして、実施主体が、国や地方公共団体や社会教育団体等であること、事業内容が教育・芸術・文化・スポーツ等の向上等に寄与するものなどがあります。その内容に合致するものに対して、許可をしているものです。

鳥海教育長 只今のご質問ですが、教育委員の皆様にご知っていただくため、後ほど要綱を配布いたします。

ほかに質問もないようですので、終結いたします。

委員におかれましては、さようご承願いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成30年瑞穂町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時13分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員